

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2022.5. Vol.147

財産承継 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『公正証書遺言の「再作成」サポート』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『遺言書を作り直すのは、どんなとき？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を済ませました。

昨年1回目、2回目の接種は、ファイザー社のワクチンで、副反応はほとんど出ず。

3回目の今回は、妻が勤務する会社で職域接種を受けることになり、モデルナ社のワクチンの接種を受けました。(いわゆる交差接種)

翌日は副反応が出ず、「ぜんぜん大丈夫！」とピンピンしていましたが、まさかの24時間後から発熱が始まり、それから丸1日、頭痛と倦怠感でベッドから動けなくなってしまいました。

接種が金曜日で良かったです。

<サポート事例>

『公正証書遺言の「再作成」サポート』

今回は、最近手掛けた公正証書遺言の「再作成」サポートの事例を2件ご紹介しようと思います。

昨年、ご自身の名義の土地を、同居する娘に相続させる内容で公正証書遺言を作成されたI様(80歳代)。

今年に入ってから、「先生、遺言書をもう一度作り直すことはできるのですか？」とご相談をいただきました。

詳しくお話を聞くと、ご自身名義の土地を、娘ではなく、その土地に建物を建てた孫に直接渡したいとのこと。

後日、I様、娘様、お孫様と当方で面談を行い、それが家族の総意であり、I様の希望である旨を確認。公証役場と内容変更・作成日時等を調整し、公正証書遺言の再作成をサポートさせていただきました。

続いては、3年ほど前に、夫婦で公正証書遺言を作成されたM様(80歳代)。

やはり今年に入って、「以前作った遺言書の内容を変更したい」とご相談をいただきました。

以前作成した遺言書は、遺言執行者にM様の弟様(80歳代)が指定されていたのですが、最近判断能力の衰えが見えるため、昨年老人ホームに入居した際に保証人になってもらった甥を遺言執行者に

つづき↓

したいとのこと。

M様のご主人の体調が思わしくなく、公証人の出張が必要となりましたが、無事、夫婦の公正証書遺言の再作成をサポートさせていただきました。

当事務所で遺言書の作成をサポートしたお客様から、後日、「あのときと気持ちが変わった」「内容を変更しようかと考えている」とご連絡をいただくことがあります。

そんなときは、じっくりお話しを伺うことで、ご本人が抱えていたモヤモヤした気持ちが晴れて、作り直さないで済むこともありますし、実際に作り直しをサポートすることもあります。

遺言書を作り直すことを考えるタイミングは、主に次の5つのケースになるかと思います。

<相談業務引き出しメモ>

『遺言書を作り直すのは、どんなとき?』

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言書の全部、または一部を撤回することができます。(民法第1022条)これを、遺言撤回の自由といいます。

①作成当初から考えが変わったとき

例えば、「相続させる(遺贈する)人を変更したい」、「相続させる(遺贈する)内容を変更した

い」といったケースになります。

②相続人(受遺者)に変更があったとき

例えば、「相続人(受遺者)が先に亡くなった」といったケースになります。

③相続財産に変動があったとき

例えば、「不動産を売却した」、「不動産を購入(建築)した」、「取引先銀行を増やした(整理した)」といったケースになります。

④遺言執行者を変更したいとき

例えば、「遺言執行者が亡くなった」、「遺言執行者の報酬が高くて払えそうもない」といったケ

スになります。

⑤自筆証書遺言を公正証書遺言に変更したいとき

例えば、「見よう見まねで自分で作ってみたが、きちんとした形で作り直したい」といったケースになります。

実際に作り直すには、今もなお本人に遺言能力があることが前提となります。例えば、本人の認知症が進んでしまい、遺言能力がない状態になってしまうと、そもそも遺言書を作り直すことはできません。

予備的遺言など、文言を工夫することで作り直す必要をなくすことができるケースがあることは知っておくと良いと思います。

<編集後記>

7月で3歳になる息子のイヤイヤが最近激しくなってきました。「着替えたくない!」「ごはん食べたくない!」「行きたくない!」と、毎日全力で抵抗してきます。力も強くなってきて、朝保育園に連れて行くが大変です。息子にしてみれば、「今遊びたい」「今ほしい」「自分でやりたい」が何よりも大事。いかに納得してもらい、行動してもらうか、毎日息子と知恵比べをしているようです。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!